

川崎市報道発表資料インターネットホームページ掲載要綱

18 川総声第 342 号

平成 18 年 10 月 31 日

（目的）

第 1 条 この要綱は、川崎市からの報道発表資料を川崎市インターネットホームページ（以下「川崎市ホームページ」という。）に掲載して広く市民に発信するために、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 所管課 報道機関に資料を提供する課等をいう。
- (2) 報道発表資料 所管課が会見や投込みによって報道機関に提供した市政資料等をいう。
- (3) 報道発表資料メニュー 報道発表資料を掲載する川崎市ホームページのコンテンツの集合体をいう。
- (4) 報道発表資料コンテンツ 報道発表資料を掲載する川崎市ホームページのコンテンツをいう。
- (5) 公開 川崎市コンテンツ管理システム（以下「CMS」という。）を使用して作成されたホームページについて、市民がそのホームページを閲覧し、又は閲覧できる状態をいう。

（統括管理者）

第 3 条 報道発表業務の総合管理のため、統括管理者を置く。

2 統括管理者は総務企画局シティプロモーション推進室長をもって充てる。

3 統括管理者は、次に掲げる職務を行う。

(1) 報道発表資料メニューの総合管理

(2) その他必要な事項

(業務責任者)

第4条 報道発表資料を円滑に川崎市ホームページへ掲載するため、業務責任者を置く。

2 業務責任者は、総務企画局シティプロモーション推進室担当課長(報道担当)をもって充てる。

3 業務責任者は、次に掲げる職務を行う。

(1) 報道発表資料メニューの運用管理

(2) 報道発表資料の川崎市ホームページ掲載に係る所管課への指導及び助言

(3) その他必要な事項

4 業務責任者は、管理上の必要性により、報道発表資料の修正及び削除を行うことができる。

(情報管理者)

第5条 所管課で登録された報道発表資料コンテンツを管理するため、情報管理者を置く。

2 情報管理者は、所管課の長をもって充てる。ただし、複数の所管課が共管する場合は、いずれか一の所管課の長をもって充てる。

3 情報管理者は、次に掲げる職務を行う。

(1) CMSを使用して、報道発表資料コンテンツの新規作成、修正及び削除(以下「掲載」という。)を行うこと。

(2) その他必要な事項

4 報道発表資料コンテンツについては、情報管理者の責任において掲載するものとする。

(掲載の範囲)

第6条 所管課は、原則として全ての報道発表資料を、川崎市ホームページの報道発表資料メニューに登録し、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、一部を掲載し、または掲載しないことができる。

(1) 冊子等電子化が困難な資料

(2) その他掲載する必要がないと、総括管理者及び情報管理者が判断するもの

2 前項第1項の規定にかかわらず、川崎市ホームページ上の他のコンテンツにリンクを設定することにより掲載が可能な場合は、情報管理者の判断で掲載することができる。

(公開の時期等)

第7条 報道発表資料は、報道発表後、速やかに川崎市ホームページ上で公開するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、情報管理者は業務責任者と協議の上、公開日時を定めることができる。

3 報道掲載資料の川崎市ホームページ上の公開期間は、報道発表の日から、1年経過後の月末までとする。ただし、あらかじめ、総括管理者が認めたものについては、この限りではない。

(個人情報等の取扱い)

第8条 報道発表資料コンテンツには、あらかじめ公表されることが見込まれるものを除き、原則として個人の情報を掲載してはならない。ただし、特別な事情により個人情報等を掲載する必要があるときは、次の事項を遵守することとする。

(1) 川崎市個人情報保護条例(昭和60年川崎市条例第26号)を遵守すること。

(2) 顔写真等を掲載するときは、原則として本人の了解を得ること。

(3) 著作権を有する情報を掲載するときは、原則として著作権者の了解を得ること。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、報道発表資料メニューの管理に必要な事項は統括管理者が別に定める。

2 この要綱に定めるもののほか、川崎市ホームページの管理、運営等に関しては川崎市インターネットホームページ運営要綱(平成17年2月23日川市相サ第245号)及び川崎市インターネットホームページ作成ガイドライン(平成17年2月23日川市相サ第243号)の定めるところによるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。